

平成27年12月17日開催

総務常任委員会資料【所管事務調査】

上越市過疎地域自立促進計画（案）について	・・・・・・・・	1～2
上越市過疎地域自立促進計画（案）	・・・・・・・・	別冊

上越市過疎地域自立促進計画（案）について

1 過疎地域自立促進特別措置法について

(1) 経緯

- 過疎地域については、昭和45年に「過疎地域対策緊急措置法」が10年間の時限立法として制定されて以来、平成12年の「過疎地域自立促進特別措置法」（以下「法」という。）を含め4度の法改正を経て、平成27年度までを対象期間とする特別措置が講じられてきた。
- そのような中、平成23年の東日本大震災の発生により、被災市町村における事業の進捗に大幅な遅れが生じることが想定されるなど、法の期限内に総合的かつ計画的な施策を展開することが困難な状況が生じたことを踏まえ、平成24年6月に、失効期限を平成32年度まで5年間延長する「過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律」が施行された。

(2) 対象地域

- 法第33条第2項の規定により、9区（安塚区、浦川原区、大島区、牧区、吉川区、板倉区、清里区、三和区、名立区）が過疎地域として指定されている。
- 平成27年4月時点で、全国では797市町村、新潟県では14市町村が過疎地域となっている。

(3) 法に基づく主な財政上の特別措置

- 国庫補助率のかさ上げ
 - 例) 小中学校校舎等 1/2 ⇒ 5.5/10 公立保育所 1/2 ⇒ 5.5/10
 - 公立以外の保育所 1/2 ⇒ 2/3 消防施設 1/3 ⇒ 5.5/10
- 過疎対策事業債の充当（元利償還金の70%を普通交付税措置）
 - ・施設整備（ハード事業）
市町村道、農道、漁港・港湾、地場産業施設、観光・レクリエーション施設、電気通信施設、下水処理施設、公民館、消防施設、高齢者保健福祉施設、保育所・児童館、診療施設、公立小中学校、地域文化施設など
 - ・ソフト事業
地域医療の確保、住民に身近な生活交通の確保、集落の維持及び活性化等、住民の安全・安心な暮らしの確保を図るためのソフト事業

2 過疎地域自立促進市町村計画について

(1) 目的

過疎地域の市町村が、法の定める目的を踏まえ、過疎地域の自立促進を図るため定めることができる事業計画（法第6条）。平成22年の法改正により策定の義務付けは廃止されているが、財政上の特別措置（過疎対策事業債等）を活用する場合などには計画を策定する必要がある。

(2) 要件

県の策定する過疎地域自立促進方針に基づき、議会の議決を経て「過疎地域自立促進計画」（以下「計画」という。）を定めることができる。

3 「上越市過疎地域自立促進計画（案）」について

(1) 策定の基本方針

新潟県過疎地域自立促進方針に基づき、上越市第6次総合計画、新市建設計画、上越市まち・ひと・しごと総合戦略及び上越市第2次財政計画等との整合を図り策定する。なお、計画に搭載する事業は、これらの計画に基づき期間中に実施される事業の

うち、財政上の特別措置が活用可能な事業を対象とする。

(2) 構成案

1	基本的な事項
	(1) 上越市の概況
	(2) 人口及び産業の推移と動向
	(3) 行財政の状況
	(4) 自立促進の基本方針
	選ばれるまち、住み続けたいまち
	Ⅰ 「現在の市民」にとって「住み続けたいまち」を目指します
	Ⅱ 「未来の市民」にとって「選ばれるまち・住み続けたいまち」を目指します
	Ⅲ まちの求心力を高め、様々な主体から「選ばれるまち」を目指します
	(5) 計画期間 平成28年度～平成32年度(5か年)
2	産業の振興
	(1) 農業 (2) 林業 (3) 水産業 (4) 地場産業 (5) 企業発致等 (6) 商業 (7) 観光・レクリエーション
3	交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進
	(1) 道路 (2) 農道 (3) 林道 (4) 交通確保対策 (5) 情報化の推進 (6) 地域間交流の促進
4	生活環境の整備
	(1) 上水道 (2) 汚水処理 (3) 廃棄物 (4) 消防・救急体制の整備 (5) 住宅 (6) 雪対策 (7) その他
5	高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進
	(1) 高齢者福祉 (2) 児童福祉 (3) 障害者福祉 (4) 健診と保健活動
6	医療の確保
	(1) 診療の確保
7	教育の振興
	(1) 学校教育 (2) 社会教育
8	地域文化の振興等
	(1) 伝統文化 (2) 文化施設
9	集落の整備
	(1) 住宅団地造成 (2) 集落づくりの推進
10	その他地域の自立促進に関し必要な事項
	(1) 自然エネルギー (2) 自治・まちづくりの推進
※	上記2～10はそれぞれ次の4項目で構成
	(1) 現況と問題点 (2) その対策 (3) 計画 (4) 公共施設等総合管理計画との整合

(3) 今後のスケジュール

- 12月中旬 過疎地域の9区の地域協議会へ諮問
- 12月～1月 パブリックコメント実施、新潟県との協議
- 3月 市議会3月定例会に上程

(4) 計画策定後の内容変更について

計画に反映できなかった以下の事業等については、新年度において計画変更により対応する。

- 公共施設等総合管理計画：平成28年3月(予定)の策定後に反映
- 地方創生事業及び新たに過疎債が活用可能な事業：新年度予算議決後に反映

